

1. 会社法の基礎

1-1. 株式会社の意義

(1) 会社法と株式会社

実質的意義の会社法（法分野としての会社法）

→ ルールの所在する法令（会社法の法源）

： 会社法（平成 17 年法律第 86 号。形式的意義の会社法）、会社法施行規則、会社計算規則、社債、株式等の振替に関する法律、担保付社債信託法、商業登記法 etc.

株式会社、合名会社、合資会社、合同会社（後ろ 3 つは持分会社と総称）

→ 最も重要なものは？： 数、事業分野

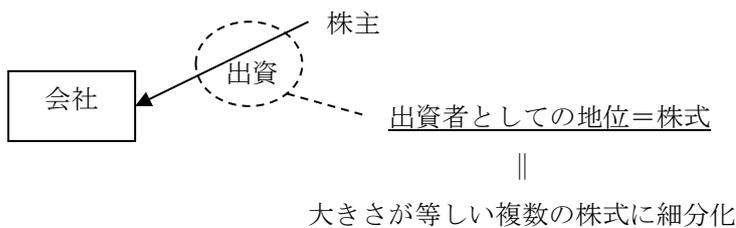
組織別法人数： 国税庁「令和 3 年度分会社標本調査結果」より作成
（単位は万社〔小数点第 2 位以下の端数切捨て〕、（ ）内は構成比）

株式会社	合名会社	合資会社	合同会社	その他
261.2 (91.2%)	0.3 (0.1%)	1.2 (0.4%)	16.0 (5.6%)	7.5 (2.6%)

(2) 株式と株主

事例 1-a 株式会社

アカリさんとスミレさんは、2 人で出資して A 株式会社を設立し、京都市で花屋をはじめた。このとき、アカリさんは 200 万円、スミレさんは 100 万円を出資した。



1-2. 企業形態としての株式会社

(1) 企業形態

営利企業	個人企業		
	共同企業	法人でない	民法上の組合（民 667～）、匿名組合（商 535～）、投資事業有限責任組合、有限責任事業組合
		法人	株式会社（会社 25～）、持分会社（合名会社、合資会社、合同会社。会社 575～）、投資法人、特定目的会社
非営利法人	一般社団法人、一般財団法人、協同組織（消費生活協同組合、農業協同組合、水産業協同組合、信用協同組合、森林組合 etc.）、相互会社、特定非営利活動法人、医療法人、学校法人、国立大学法人、宗教法人		

(2) 株式会社の特徴

(a) 法人格（権利能力）（会社 3）：権利義務の主体になる資格

(b) 資本のコミットメント：株主は脱退して出資財産の払戻しを受けることができず

株式買取請求権 [テキスト 3 章 1 節 2(3)]

株主は一定の場合に自己の有する株式を公正な価格で買い取することを会社に請求することができる（株式買取請求権）＝資本のコミットメントの例外

例：合併等、株主の利益に重大な影響を及ぼす一定の行為を会社が行うとき

(c) 株式の譲渡自由の原則（株式の自由譲渡性）（会社 127） → (b) と関係

(d)株主の有限責任（会社 104）

事例 1-b 有限責任

アカリさんとスマレさんは、2人で100万円ずつ出資してA株式会社を設立し、京都市で花屋をはじめた。さらに、A会社は、X銀行から事業資金として200万円を借り入れた。花屋は繁盛しなかったが、X銀行からの借入金の返済期限が到来した。A会社には資産が80万円分しか残っていない。

	有限責任の出資者	無限責任の出資者
株式会社	株主（会社 104）	—
合名会社（会社 576Ⅱ）	—	無限責任社員（会社 580Ⅰ）
合資会社（会社 576Ⅲ）	有限責任社員（会社 580Ⅱ）	無限責任社員（会社 580Ⅰ）
合同会社（会社 576Ⅳ）	有限責任社員（会社 580Ⅱ）	—

*有限責任の機能＝リスクの予測可能性

社員という言葉 [テキスト Column1-5]

- ①持分会社の出資者（会社 575 etc.）：会社法の用語法
- ②（株式会社を含めて）会社の出資者：講学上の用語法
- ×③従業員：日常用語

(e)株主と経営機構（取締役）の法的分離（所有と経営の分離）

(3)株式会社の多様な実態

多数の人が出資をして大規模な事業を営む (用途 A)

少数の人が出資をして小規模な事業を営む (用途 B)

→株式会社は用途 B にも対応

株式の譲渡自由の原則 ((2)(c)) ⇔ 閉鎖性維持のニーズ : 譲渡制限

株式の譲渡制限 [テキスト 1 章 3 節 **1**(3)、詳細は 3 章 2 節 **3**]

会社は、定款に、株式の譲渡について会社（取締役会設置会社では取締役会、非取締役会設置会社では株主総会が決定。会社 139 I）の承認を要する旨を定めることができる（会社 107 I ① II ①・108 I ④ II ④）＝株式の譲渡自由の原則の例外
会社が譲渡を承認しない場合→譲渡が禁じられるのではなく、少なくとも、会社または指定買取人が当該株式を買い取る（会社 138 I ①ハ②ハ・140）

日本の株式会社数=260 万社超 ⇔ 東証上場会社=2023 年 3 月末で 3874 社

*税法のルール

1-3.株主の地位

(1)出資の意義

事業を行うための資金を拠出し、事業から生じる利益を獲得する代わりに、リスクを負担

事例 1-c 出資の意義

アカリさんとスミレさんは 2 人で出資して A 株式会社を設立し、京都市で花屋をはじめた。
①人手が足りなくなったので、A 会社は従業員を雇った。②A 会社はさらに資金が必要になり、銀行から借入れをした。

出資とは違うもの

事例の①：

事例の②：

(2)株主の権利 [テキスト 3 章 1 節 **2**]

特に、剰余金配当請求権（会社 105 I ①・453）と議決権（会社 105 I ③・308）

自益権／共益権

(3)会社の営利性

営利法人（民 33 II 参照）＝構成員に利益を分配することを目的とする法人

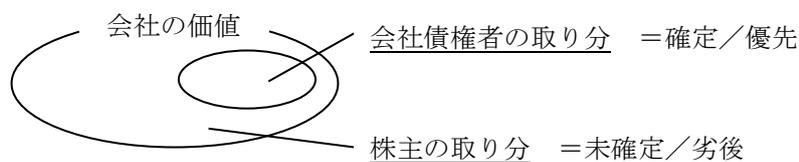
事例 1-d 株式会社の営利性

アカリさんは株式会社を設立して花屋を始めようとしている。アカリさんは、花に囲まれて仕事をするだけで幸せであり、株主として剰余金の配当や残余財産の分配（会社の清算時に債務の弁済をした残額〔残った利益〕を分配すること）を受けることを望まないため、会社の定款には、株主がこれらの権利を一切有しない旨を定めたいと思っている。

→会社 105 II

(4)「株主の利益の最大化」の原則 [テキスト 3 章 1 節 4]

株式会社の営利性→株主の利益の最大化



①権利の未確定性+②劣後性→「株主は会社の残余権者」（経済学）

「株主の利益の最大化」の限界 [テキスト 3 章 1 節 4 (2)(b)]

- ・会社が債務超過→有限責任のルールがあるため、株主の利益にはなるが社会にとっては望ましくない経営が行われる可能性
- ・会社債権者の取り分は完全には確定していないかもしれない（例：従業員）

株主と経営機構の法的分離（1-2(2)(e)）→経営者の行動の規律の必要性